

私的所有の道徳的根拠

—労働所有論とコンヴェンショナリズム—

桜井 徹

1. はじめに
2. 現代正義論における所有の観念
3. 所有起源論の系譜
4. コンヴェンショナリズムと再分配
5. 結語

1. はじめに

3世紀初頭のローマの法学者ドミティウス・ウルピアヌスは正義を次のように定義した。

「正義 (iustitia) とは、各人に彼の正当な持分 (suum ius) を与えようとする不変かつ不断の意志である。正義 (ius) の戒律とは以下のようなものである。すなわち、誠実に生きること、同胞を傷つけないこと、各人に彼のもの (suum) を与えること。」(Digesta, 1.1.10.)

トマス・アクィナスやホッブズをはじめとして広く後世に影響を与えているこの定式が人間相互間の秩序維持に実質的效果をもちうるには、suum ius, suum とは何かがあらかじめ明らかにされねばならない。あるものを自分のものと呼ぶために、人は一体いかなる理由を与えることができるのであろうか。我々は、何を根拠として、外的財の排他的な使用・収益・処分を他者にたいして主張できるのか。

換言すれば、人が正義の実現を追求するかぎり、所有という概念をいかに把握するか、すなわち私的所有の道徳的根拠を何に求めるかという課題から逃れることはできないといえよう。

マクファースンは、西欧社会において現在支配的な所有権概念、すなわち量

的に制限がなく、社会的機能の遂行を条件とせず、自由に譲渡しうる排他的な個人（法人）の権利という“私的所有権”の概念は、自律的な資本主義的市場社会にのみ完全に適合するものであると⁽¹⁾言う。マクファースンによれば、このような近代的所有権概念が中世の権利観念とは対照的に、自由な譲渡が可能でありかつあらゆる社会的機能から解放されているという意味での絶対的性格を備えるに到ったのは、すべての人々が市場の評価へと引き込まれるようになり、かつ市場で自由に契約を結ぶことができるようになったという17世紀の“所有⁽²⁾的市場社会の出現”に対応する現象なのである。彼は言う。

「〔この市場社会においては〕人間のエネルギーを含めすべての所有物が商品である。生計をたてるという基本的問題において、すべての個人は、自己の諸能力を含めた市場性のある（marketable）商品の所有者として相互に関係している。万人が、他者と競争しつつ（最広義における）商品を市場へ持続的に提供しなければならない。⁽³⁾」

したがって、かかる社会では、所有権は必然的に自由な移転可能性を伴うといえよう。

さて、このような近代的所有権概念が、ロックに代表される労働所有論によって広く基礎づけられてきたことは改めて言うまでもない。周知のように、ロックは『統治論』第二編第五章において、神が人類に共有物として与えた土地やその果実などは、人間が自らの所有物である労働を混入することによって彼の所有物になるとしていた。そして、興味深いことに、この労働所有論は、政治的立場の大いに異なる論者たちによって共通に利用されてきたといえる。『諸国民の富』第一編第八章の冒頭で「労働の生産物は、労働の自然的報酬すなわち自然的賃銀を構成する」と述べたアダム・スミスは労働所有論に明らかに依拠していたと思われるし、他方、マルクスが資本主義は労働によって創り出された財産を労働者から剥奪するがゆえに不正な制度であると弾劾し得たのは、労働者はその労働の全所産にたいして権原を有すると想定していたからだと⁽⁵⁾考えられる。資本主義経済体制を支持しようとした古典派経済学者によって用いられた労働所有論は、同時に、マルクス主義経済学の理論的基盤の一つになり得たのである。このような事態そのものが、労働所有論の両義性を物語るとともに、いかにこの理論が社会科学の領域で広く受け入れられてきたかを示しているように思われる。

しかしながら、他方、市場社会の萌芽とともに、私的所有権の起源をあくまでも人間相互間の“合意”に求める合意所有論（コンヴェンショナリズム）も根強く主張されてきたのである。労働所有論が所有の主体たる個人とその客体たる外的事物との内在的関係を強調するのに対し、合意所有論は、所有というカテゴリーを一貫して“物をめぐる人間相互の関係”として把握するものといえよう。

労働所有論の先駆を古くはアリストテレスに認めうるのと同様に、私的所有を人間の自発的な合意にもとづく“制度”の一つと考える伝統もまた、古典古代に遡る。しかし、合意所有論の明確な理論的定式化は、トマス・アキナス以降、とりわけ近世の自然法論において顕著にみられる。すなわち、17世紀の末にロックが労働所有論を強力に主張したのに前後して、合意所有論もまたプーフENDORFとヒュームという二人の経験主義的自然法論者によって理論的に完成されたといえるのである。このように、17、18世紀というまさに近代資本主義社会の形成期において二つの所有観の対立があざやかに現われたが、興味深いことに、かかる現象は現代の正義論にあっても同様に認めることができる。ノージック、ゴティエ、シルヴァーらは、ニュアンスの差こそあれ、結局、個人がもたらす生産的労働に私的所有の道徳的根拠を置いているように思われる。それに対し、J・ブキャナンやA・シュミットは、公共選択論の立場から、財の分配が諸個人の所有権として成立するには人間相互間の合意が不可欠であるという立場をとっている。

本稿は、現代の正義論にみられるこのような所有観の対立を概観し（第2節）、それらの思想史的系譜の一端を辿ることによりその理論的淵源を確認するとともに（第3節）、かかる二つの所有観の規範的含意を展開・比較する（第4節）ことを課題とする。このような企図がもし成功しているとするれば、私的所有という観念をいかに把握しているかが論者の規範的な社会像に一定の影響を与ざるを得ないことが示されるであろう。所有というカテゴリーこそが、人間と人間との相互関係を支えるもっとも重要かつ基本的な紐帯であると思われるからである。

2. 現代正義論における所有の観念

(1) その著書『国家・アナキー・ユートピア』において、ノージックは、ロールズの福祉国家論の論破を一つの眼目としつつ、“暴力・窃盗・詐欺からの保護、契約の執行などの狭い機能に限定される最小国家 (minimal state)”のみが正当化できるものであり、それ以上のこと例えば財の福祉的再分配を行うとする国家は人々の権利を侵害するものにほかならないと主張している (ASU, 149, 168.⁽⁷⁾)。集団ないし国家の選択によるいかなる財の再分配も個人の所有権の“侵害” (violation) であるという主張を裏づけるのに有効な一つの戦術は、所有権を、国家の成立に先行しかつ他者との相互関係から独立に個人に帰属する“権利”として把握し、その不可侵性を強調することである。この目的のために、ノージックは権原理論 (entitlement theory) と称する個人主義的権利論を提出する。“原始取得における正義原理”および“移転における正義原理”に従って獲得された保有物 (holdings) はすべて保有者の排他的な権原に属すると主張する (ASU, 151.) この権原理論によれば、このような正当な権原に強制的に介入しようとする国家の再分配政策は各人の権利の“侵害”と表現されることになる。

この権原理論が配分的正義の問題に実質的に貢献するには二つの正義原理とりわけ“取得における正義原理”が具体化される必要がある。しかし、ノージックはこの“取得における正義原理”すなわち所有起源論を自ら展開することを避けており、ロックの労働所有論にたいしても彼は懐疑的な態度をとっている。たしかに、ノージックはロックの労働所有論の論理的困難を次のように鋭く指摘する。

「ある物に自己の労働を混入すると、なぜその物の所有者になれるのだろうか。…おそらく、それは次のような考えにもとづくのであろう。ある物にたいする労働はそれを改善し、より価値あるものにする。ある物の価値を創造した人が、それを所有する権原をもつ。…〔しかし、〕なぜ彼の権原は、彼の労働が産み出した付加価値のみならず、対象全体にまで及ぶのか。実用に耐えられないし整合的な付加価値所有論は未だ考案されていない。」(ASU, 174-75.)

しかしながら、労働所有論に対するノージックの否定的態度は、さほど一貫したものではない。別の箇所では、彼は明確に「社会的非協力的状況においては、

各個人は、誰からも助けられることなく自己の尽力 (effort) によって獲得したものを受けてに値する」(ASU,185,cf.225.傍点は筆者)と述べている。すなわち、彼は排他的権原の起源を語るに際して“労働”や“生産”というような伝統的観念に訴えざるを得なかったのであり、そのかぎり、ノージックもまたロックに発する労働所有論の枠内に位置していると思われるのである。

財の再分配を諸個人の“権利”に対する“侵害”として表現しようとする(ASU,168.)ノージックにとっては、権原(所有権)を社会的文脈から独立に確立することが不可欠だったのであり、そのためには社会的な含意を表面上もっていない“労働”という観念に訴えることが早晚必要だったのである。この意味で、たとえノージック自身は意識してはいないとしても、彼の権原理論はロックの労働所有論をとくにその個人主義的性格において継承するものといえよう。

このような個人主義的財産権理解は、最近では『合意による道徳 (Morals by Agreement)』におけるゴティエによって受け継がれている。同書の主たる目的は、自己の効用を最大化するという意味で“合理的な”諸個人が完全競争市場の失敗を契機として効用最大化行動を制約すべく“合意”により道徳を生ぜしめるプロセスを正当化することにある。このような彼の正義論において、所有理論は、市場という交渉のテーブルに各人は何を正当な初期賦存 (initial endowment) として持ち込めるのかという論点にかかわっている。ゴティエはノージックより明確にロックの所有起源論に依拠し、各人が市場へと持ち込むことのできる個人的資産とは、各個人が自然状態においてロックのいわゆる充分性の制約(「他者のために、少なくとも、充分かつ同等に良質だけ残されているばあいには」)(TT,2.27.)所有権を取得できる)に従いつつ獲得した財であり、これが市場における初期交渉位置たる排他的所有権を構成すると言う(MA,ch.7.)。

このようにロックの所有起源論を継承したゴティエの所有論は、その個人主義的性格をもそのまま受け継いでいる。ゴティエは言う。

「個人的専有は他者を排除するけれども、それは本質的に社会的関係ではない。…人間は付随的にのみ考慮される。」(MA,318.)

したがって、初期交渉位置の決定にあたっては、人間相互間の“合意”という要素は考慮されない。ゴティエによれば、所有というカテゴリーは、市場や

(市場の失敗の結果、諸個人の効用最大化行動の制約によって生ぜしめられた) 協力 (cooperation) における合意の出発点となるものであり、それ自身は決して合意の所産ではないのである (Cf. MA, 199, n.8.)。このゴティエもノージックと同じように、市場における交渉 (ゴティエのばあい、加えてミニマックス相対的譲歩⁽⁹⁾という原理に従った協力) というプロセスから生じた結果こそが正義に適しているとして、かかる結果を福祉国家的再分配に服せしめることに反対している (Cf. MA, chs. 4, 5.)。

(2) このような労働所有論の現代的再構成に対し、ブキャナンやシュミットは、公共選択論の立場から、所有権概念の生成には人間相互間での“合意”が不可欠であると考えている。

ブキャナンの政治的スタンスは、ノージックやゴティエのそれとさほど大きく異なっているわけではない。彼自身自らを方法論的に“深く個人主義的” (LL, 1; cf. FCC, 14.) であると称しており、また、すべての者に相互利益をもたらす競争市場の働きを高く評価し、拡張しすぎた政治的権威を非難する点でも彼はノージックやゴティエと類似している。しかし、私的所有という観念の理解については、ブキャナンはノージックやゴティエと際立った差異を示しているといえる。そして、この点こそ自らの立場 (契約論) とノージックらのリバタリアン・アナキズムとを分かち重要な論点であると、ブキャナンは考えているのである (Cf. FCC, ch. 1.)。

ブキャナンによれば、人々の相互交渉には、各人の権利・義務を互いに規定するある種の“合意”が前提とされねばならない。所有権観念は、まさにこのような合意にその成立を負うものなのである。彼は言う。

「相互依存のネットワークの中で互いに関係する自由な諸個人の社会にとって不可欠な出発点とは、交渉に入る人間を実際に規定する、ある権利構造への合意である。このような相互の合意が全く存在しないばあいには、何らかの関係を想像することすら難しい。初めて出会った二人の間は、行動上の一定の制約を暗黙に受け容れることがなければ、最も単純なかたちの交換さえどのようにしてなしうるだろうか。」 (LL, 21-22.)

ブキャナンによれば、かかる合意が、各人に固有の領域を定め相互の行動の自然的自由を制限することにより、ある種の“法”を生ぜしめる (LL, 59.)。したがって、市場とは、このように規範の生成とも密接にかかわる合意を前提

として初めて可能となる、高度に道徳的な枠組といえよう。

「ひとたび個人の権利が認められると、契約上の交渉が可能になり、そこで我々は経済学者として契約ないし交換のプロセスそのものから生ずる興味深い諸問題に手をつけるのである。我々はしばしば、契約の制度全体が、それが孤立した二当事者間の交換という最も単純な形態をとろうとn人の合意というより複雑な形態をとろうと、個人の権利についての相互の合意というおそらく不安定な基盤に依拠していることを認識し損ねるか、忘れてしまうのである。」(LL,22.)

この点、完全競争市場を“道徳から自由な領域”(morally free zone)として把握し、かかる自由市場が外部性の存在により失敗するとき初めて、合理的な諸個人が“合意”によって効用最大化行動を制約し“道徳”を生ぜしめるとするゴティエと極めて対照的である(Cf,MA,ch.4.)。

このような合意所有論は、『所有・権力・公共選択(*Property, Power, and Public Choice*)』におけるA・シュミットによって継承されている。同書の眼目の一つは、いかに社会における人間の諸活動が相互依存というネットワークの枠組の中でしか記述し得ないかを示す点にあるように思われる。シュミットにおいては、所有という概念も人々の相互依存の様式にほかならない。その使用が排他的性格を必然的に伴うような財であるならば、ある人の財の使用は、他者による使用を否定することによって他者にコストを賦課せざるを得ないからである(たとえば土地の専有を考えよ)。したがって、所有とは決して一方的な(unilateral)行為ではなく、むしろ、常に人間相互の一定の共通理解を含む“公共的な事実”なのである(PPP,28.)。

シュミットに従えば、個人主義的な記述が可能であるように見える“労働”という観念に訴える労働所有論も、どこかで公共選択という契機を導入せざるを得ない。シュミットは言う。

「所有権の正当性についての我々の観念が、人間の尽力の承認と関係することは疑いが無い。しかしながら、権利を与えるとみなされる“労働”は、常に社会的に選択されている。…もし、労働のみが問題となるのであれば、我々は窃盗や戦争状態へと立ち戻ることになる。それらはたしかに労働を要する(laborious)ものだからである。…窃盗とは、両当事者によって合意された限界を越える、財の特定の移動に適用される社会的概念である。」(PPP,

24-25.)

このように、シュミットによれば、個人主義的所有論を支える“労働”という観念さえ、人間相互間の共通理解すなわち“合意”を離れては存立し得ないのである。所有権のあらゆる取得にあたって“労働”という要素が重要な役割を果たすとしても、その際の労働という観念は他者に言及することなくして理解されうるものではなく、公共的・社会的な承認を待って初めて所有権の根拠となりうるものなのである。すなわち、“労働”観念は物理的運動の単なる客観的表現としてではなく、すぐれて社会的な概念として把握されなければならない。したがって、私的所有や様々な契約を前提とする“市場”という制度も、決してゴティエのいうような“道徳から自由な領域”ではあり得ず、広く共有された価値判断と公共的に選択されたルールを反映しているものなのである(PPP,26.)。

ブキャナンやシュミットのコンヴェンションナリズムに従えば、市場とは、諸個人の平和的な活動を保証する所与の出発点というよりも、相互承認によって初めてその固有の領域を劃定される諸個人が共同に創出するすぐれて人為的な制度といえるであろう。

3. 所有起源論の系譜

(1) 「〔奴隷が耕作をするばあいと異なり〕国民たちが自分のために自ら骨を折って労働するのであるなら、財産に関することからは一層面倒になるだろう。なぜなら、消費と労働において各人が等しくないばあいには、消費する物あるいは受けとる物が多いが骨折することの少ない人々にたいして、受けとる物は少ないが骨折することの多い人々から不平が起こるのは必然だからである。⁽¹⁰⁾」

財産の共有の不便をこのように述べるアリストテレスの議論を労働所有論の先駆的表現と解釈することが許されるならば、合意所有論の萌芽もまた、遅くとも紀元前1世紀のローマにおいて現われている。

ギリシャ哲学と異なり人間の自然的平等を強調した点で近代政治哲学の理論的原型を形成したといわれるケケロは、⁽¹¹⁾すでに、私有財産を明確に人為の所産として描いていた。彼は言う。

「自然的にはいかなるものも私有財産 (privata) ではないのであって、私有財産は、かつて無人の土地に住みついた人々のばあいのごとく長期の占有による

か、戦争により捕獲した人々のばあいのごとく戦勝によるか、または法律 (lex), 合意 (pactio), 契約 (condicio), くじによって生じたのである。⁽¹²⁾

たしかに、キケロにおいては、“合意”ないし“契約”は私有財産発生の諸原因の一例として挙げられているにすぎない。しかし、彼は私有財産が自然的なものではないということを明言している。このことは、ほかでもなく、あらゆるものは本来共有物とされるべきことを意味していた。

「〔自然的な〕社会性 (societas)〔原理〕は、あらゆる人々を相互に結合させつつ最も広く行きわたっている。この社会性のゆえに、自然が人々の共同の使用のために生ぜしめたすべての物の共有 (communitas) は守られるべきであって、法律や市民法によって割り当てられたものはこれらの法律が定めるように所有されるべきであるとしても、そのほかの物は、ギリシャ人の諺にあるように『すべての物が友人たちの間では共有物 (communia) である』⁽¹³⁾とみなされねばならない。」

“自然はすべての物を共有物として人類に与えた”とするこのような想定は、⁽¹⁴⁾中世の教会思想によって受け継がれたのち、グロティウス、ホップズ、プーフエンドルフ、ロックらの近世法思想に到るまで様々な解釈を施されつつ所有理論の基本的前提として機能することになる。

原初の共有の思想は、キケロの1世紀のちにセネカによってさらに展開せしめられた。⁽¹⁵⁾セネカは言う。

「〔太古の時代においては〕人々は自然を共有物として使用した。自然は、かつてすべてのものの親であったように、今や、公共物の安全な占有を保証する、すべてのものの保護者であった。貧しい人が存在しないようなこの民族を、なぜ最も裕福な人々と呼んではいけないのか。」⁽¹⁶⁾

この理想的状況を破壊したのは、ほかならぬ人間の“貪欲” (avaritia) であった。

「貪欲は、いくらかの物を分割しそれを我が物にしようと渴望することによって、すべての物を他人のものにし、無限の富から窮乏へと自らを陥れた。貪欲は、貧困を招き入れ、多くを望むことによりすべてを失った。」⁽¹⁷⁾

このように私有財産は人類の“墮落”に伴い人為的に導入されたと考える議論もまた、中世の教会思想家により「エデンの園と人間の墮落というキリスト教神話と合体せしめられ」⁽¹⁸⁾て大きな影響力を及ぼしたのち、すくなくともグロ

ティウスに到るまで残存したのである（JBP,2.2.2.1-3.）。

シュラッターによれば、自然法の下での人間の平等というストア哲学の観念についてはこれを一致して採用したローマの法学者たちも財産の起源については語ることが少なかったが、⁽¹⁹⁾3世紀の法学者ヘルモゲニアヌスは例外的に、私有財産が万民法に由来すると明確に述べている。

「この万民法により、戦争が導入され、諸民族が分割され、諸王国が建設され、私有財産（dominia）が区分され、土地の境界が設定され、建物が配置され、商業、売買、賃貸借、債務関係が始められた。」（*Digesta*,1.1.5.）

もし、ヘルモゲニアヌスがこれらの制度を自然法上の制度と対比させる意図であったならば、彼は私有財産が自然的なものではないことを裏から認めていることになる。⁽²⁰⁾

13世紀のトマス・アキナスになると、合意所有論はより明確に定式化されるに到る。トマスによれば、たしかに、物の共有は自然法（自然的正）（*ius naturale*）に帰せられる。しかし、他方、自然法は決して、私的所有すなわち物を管理する権能（*potestas procurandi et dispensandi*）を各人がもつことを禁じているわけではない。ここにおいて、トマスの自然法観念の可変的性格が現われてくる。彼は言う。

「物の共有が自然法（自然的正）に帰せられるのは、あらゆるものは共同に所有されるべきであって何ひとつ私有財産（*proprium*）として所有されるべきではない、と自然法が命ずるからではない。それはむしろ、所有の分割が、自然法にもとづいてではなく、実定法（実定的正）（*ius positivum*）とかかわる人間の合意（*condictum*）にもとづいて成立するからである。したがって、私的所有は、自然法に反するものではなく、人間の理性の考案によって自然法に付け加えられたものである。⁽²¹⁾」

トマスは、人々の“合意”が私的所有制度を形成したことを正面から認めた。しかし、ストア哲学よりもむしろアリストテレスの權威に従うトマスは、もはや私的所有を自然法（自然的正）と相容れないものと表現することはなかった。彼によれば、人間相互の合意に由来する私的所有は自然法に背反するものではなく、むしろ、自然法に付け加えられたものであるという意味で自然的でさえある。トマスにとって、人為によるこのような自然法の改変には何の問題もなかった。

「自然法 (lex naturalis) が改変されるということは、二つのしかたで理解されうる。その一つは、何かが自然法に付加されることによる変化であり、この意味では自然法が変えられることには何の妨げもない。なぜなら、神法により、そして人定法 (leges humanae) により自然法に付加された多くのものは、人間生活に有益 (utilia) だからである。」⁽²²⁾

トマスは、自然法の改変が人間生活に与える“利益”・“効用”の故にこそ、その改変を承認するのである。ここに、トマスの所有理論の“世俗性”という一面を認めることができる。プーフェンドルフやヒュームなどの近世の自然法論者に特に顕著にみられることだが、人々が自発的な“合意”によって私的所有という制度を導入したと解する合意所有論は、その制度により人々にもたらされる“利益”・“効用”という要素を重視するのである。その制度を成立せしめかつそれに参加することによって具体的・現実的な利益を得られなければ、どうして人々はおかかるとして制度の維持に“合意”するだろうか。合意所有論のこのような“世俗性”⁽²³⁾すなわち帰結主義的性格・効用主義的性格⁽²⁴⁾は、プーフェンドルフの同時代人であるロックの労働所有論が所有権の生成につきプーフェンドルフよりはるかに神の関与を認めていたことを鑑みると、非常に興味深い特質である。

なお、所有の分割を生ぜしめる人々の“合意”とかかわるとされた実定法 (実定的正) という観念は、トマスにおいては必ずしも国家を前提としないものであることにも留意せねばならない。トマスは自然法 (自然的正) (ius naturale) と実定法を対照させつつ、次のように言う。

「法 (ius) もしくは正 (iustum) とは、ある種の均等性 (aequalitas) に従いある人に適合的な (adaequatum) 何らかの業 (opus) である。しかるに、あることはある人にたいして二つのしかたで適合的たりうる。その一つは、事物の自然 (natura rei) そのものによって適合的であるばあいであり、…これが自然法 (自然的正) と呼ばれる。もう一つのばあいには、あることは合意 (conductum) ないし共同の決定 (commune placitum) からしてある人に適合的ないし相応的であるとされる。…これが実定法 (実定的正) ⁽²⁵⁾といわれる。」

このように、彼にあっては、実定法 (実定的正) とは人々の“合意”ないし“公共的な決定”を規準とする人為的な正しさを意味しているのである。した

がって、トマスは、いわば、国家ないし政治社会に先立つ“自然状態”において諸個人の合意によって導入された私的所有制度というモデルの原型を呈示しているものであり、この点で彼はグロティウス、プーフェンドルフ、ヒュームらの近世の合意所有論の基本的枠組を先取りしているとさえいえる。

② グロティウスは、初期の『自由海論』においては所有の起源を語るに際して合意という要素を持ち出すことはなかったが、主著『戦争と平和の法』⁽²⁶⁾では、原初的共有が放棄された原因と、私的所有の起源とを明確に区別しつつ、注目し値する合意所有論を展開している。

第一に、自然的共有の廃棄の原因は、“労働”という契機に直截に帰せられている。グロティウスは言う。

「はじめに動産の、次いで不動産の原初的共有が放棄された理由〔は以下のようなものである。すなわち〕人々が、野生のものを常食とすること、洞穴に住むこと、裸であるいは樹皮や獣の皮を着て生活することに満足せず、より洗練された生活様式を選んだとき、特定の人が特定の物に充てる労働(industria)が必要になったからである。」(JBP,2.2.2.4.)

もし人々が素朴な生活習慣を墨守していれば自然的共有は存続したかもしれないが、彼らが“労働”を必要とするような生活物資を欲したとき、共有は事実上不可能になったとグロティウスはいうのである。おそらく彼は、アリストテレスが共有の不便宜さについて指摘したところを念頭に置いていたのであろう。グロティウスは次のように続ける。

「第一に人々が分散した場所の間の距離が、次いで正義と愛の欠如が、〔労働の〕成果が共有物として集められることを妨げた。この〔正義と愛の〕欠如により、労働においてもその成果の消費においても、あるべき均等性(aequalitas)が守られなかったのである。」(ibid.)

しかし、グロティウスにおいては、“労働”という要素はあくまで共有が放棄されざるを得なかった原因を説明するにすぎない。私的所有の起源については、彼は明確に“合意”という概念装置に訴えるのである。

「我々は、〔共有されていた〕諸物が、いかにして私有(proprietas)へ移っていったかを学ぶことができる。それは〔個々の〕精神の活動のみによるのではない。なぜなら、人々は、他者が何を自分のものにしたいと思っているのか…知ることができなかつたからである。また複数の人が同一の物を欲す

ることがあり得たのである。〔したがって私有は〕ある種の合意によって、すなわち分割のような明示の合意か、先占のような暗黙の合意によって〔導入されたのである〕。つまり、共有が不都合となった時、未だ分割はなされていないから、ある物を先占した各人がその所有権 (proprium) をもつようにすべての者が合意し (convenire) たとみなされねばならない。⁽²⁷⁾ (JBP, 2.2.2.5.)

ここにみられるのは歴史的叙述の性格が強い合意所有論だが、ここではとりわけ、一見個人的・客観的の行為にみえる“先占”という観念が、他の人々の“合意”に支えられて初めて私的所有の根拠になりうる点が重要である。

(3) プーフェンドルフもまた、古典古代に由来する原初的共有の観念から出発する。その諸前提は、たしかに、神学的世界観に濃く彩られているといえよう。⁽²⁸⁾ 彼においても、人間が他の被造物を生命の維持のために使用できるのは、ひとえに、世界の創造者かつ所有者たる神の許しによるのである (JNG, 4.3.2.)。しかしながら、プーフェンドルフ自身「神の諸物への権利はそれらにたいし人間がもつ権利とは全く異なる」(ibid.) と述べているように、この“人間に許された使用”から規範的意味がほぼ完全に奪われていることに注意せねばならないと思われる。神から人類に与えられたのは、“他の被造物を使用する権利”というより“事実上の使用の許可”にすぎないのである。⁽²⁹⁾ このことはプーフェンドルフのたてる諸前提の一見強い神学的色彩にもかかわらず、むしろ、彼は“物にたいして人間がもつ権利”の根拠から神の関与を積極的に排除しようとしているのではないかということを示唆している。他の被造物の使用を許可するだけが神の役割であるならば、神の存在はほとんど不要なものになるからである。このようなプーフェンドルフの世俗的傾向は、彼の原初的共有観念の把握にも反映されている。彼は、共有 (communio) という語の二つの意味が明確に区別されねばならないと強調する。

「共有という語は、消極的に (negative) あるいは積極的に (positive) 理解される。ある物が特定の人に固有に帰属すると宣する人間の行為に先立って諸物が考慮されるばあい、諸物は消極的に共有されているといわれる。同じ意味で、このような諸物はだれのものでもない (nullius) と称される。…しかし、第二の意味での共有物は、私有財産 (propria) と、私有財産は一人に、

共有物は数人に同様に帰属するという点においてのみ異なる。」(JNG,4.4.2.)

プーフェンドルフによれば、神の贈与 (concessio) が設立したのは、あらゆる物の消極的共有状態にすぎなかった (JNG,4.4.11.)。積極的共有とは、私的所有制度を前提とした観念にはかならないからである。

ある物がある特定の人に帰属させるような人間の意思行為に先立ってはあらゆるものが誰のものでもないという想定は、自然的共有観念の解釈として非常に興味深い。なぜなら、このような解釈によって、物をめぐるあらゆる権利概念がその成立を人間のみに負うことになるからである。プーフェンドルフにおいては、純粹な消極的共有状態が実際に存在したかどうかはさほど問題でなかったように思われる。彼にとっては、人間相互間の意思行為なくしては人間と物とのいかなる帰属関係も語り得ないという論理の方がはるかに重要だったと考えられるのである。

したがって、私的所有権 (proprietas ないし dominium), プーフェンドルフ自身の言葉を用いれば「我々にいわば固有に属する物を我々の自由に処分し、他者をその物の使用から遠ざける」(JNG,4.4.2.) 権利は、人間による明示ないし暗黙の合意 (conventio, pactum) を前提とするものなのである (JNG, 4.4.4.)。プーフェンドルフによれば、「私的所有権 (proprietas) とは…物それ自体には物理的・内在的な効果を及ぼさず、他者にたいして精神的効果 (effectus moralis) のみを生ぜしめるような精神的性質 (qualitas moralis)」(JNG, 4.4.1.) であるから、私的所有の起源は複数の人間の間の“合意”に求めざるを得ない⁽³⁰⁾のである。

他方、私的所有制度導入のプロセスにおいて“労働”という要素を重視する姿勢も、プーフェンドルフはグロティウスから忠実に受け継いでいる。おそらくアリストテレスの影響を受けてプーフェンドルフは次のようにいう。

「ほとんどの物は、その生産のために、あるいはそれが使用に適するようにするために、人々の労働 (labor) と世話 (cultura) を必要とする。何の労働 (opera) も寄与しなかった人が、自らの勤労 (industria) により物を生産しないし利用できるにした人と等しい権利をその物にたいしてもつのは不便宜であった。したがって、人々の増加とともに、とりわけ人々の労働と世話を要する動産の私的所有、そして不動産のなかでも家屋のように直ちに人々に便宜を与える物の私的所有が導入されることが人々の平和のた

めに必要となった。」(JNG,4.4.6.)

ここにみられるように、合意所有論は“労働”という要素を決して軽視するものではない。この点は、グロティウスやヒュームの所有起源論にも同様に当てはまる。むしろ、合意所有論は、労働という観念が失いがちな公共的・社会的含意を補うべく、“合意”という間主観的な概念を正面に据える点に、その固有の意義があるといえるであろう。合意所有論と労働所有論とは、同一平面上にあって互いに相排除し合うという性質のものではなく、合意所有論はそのうちに“労働”という要素を当然に包摂しうるのである。

また、プーフェンドルフにおいて、初期の共有が放棄され私的所有制度が段階的に形成されるに到ったのは、ひとえに、人間相互間の平和の維持に資するというその制度の“効用”の故だった(JNG,4.4.7.)ことに注目せねばならない。彼の所有起源論に窺われる、このようないわば効用主義的性格・世俗的性格はヒュームによってさらに発展せしめられることになる。⁽³¹⁾

(4) 私的所有の起源をあくまでも人々の“合意”に求めるグロティウスの議論をR・フィルマーはあからさまに嘲笑した。1652年に出版された『政府の起源に関する諸考察』のなかで、フィルマーは次のように言う。

「もし、我々の最初の両親ないし他の祖先たちが私的所有や統治者への服従を自発的に導入したのなら、そして、それらを導入するか否か、あるいは導入したのちに考えを変えて共有と自由の初期状態を復活させるか否かが、彼らの権限(power)に属することであったのなら、今生きている人々がなぜ同じ権限をもってはならないのか。卑しからぬ一人の人間が考えを変えて、共有物への自然権を回復し、自然的自由状態へと復帰し、望む物を取り欲することをなすとしても、彼は不当なことをしていると誰がいえるだろうか。」⁽³²⁾

たしかに、かかる疑問は、合意所有論が考慮せねばならないいくつかの重要な論点を含んでいる。差し当たって、ここでは、フィルマーの用いる“権限”という語が巧みなレトリックを伴うものであることだけを指摘しておきたい。というのは、プーフェンドルフにみられるような一貫したコンヴェンショナリズムからすれば、“権限”というような規範的観念は、“私的所有権”と同じく人々の合意によって成立する道徳的(精神的)性質(qualitas moralis)であって(JNG,1.1.19.)、人間相互間のかかる意思行為に先立ってはたかだか単なる物理的意味しかもち得ないからである。プーフェンドルフの主張するような

消極的共有状態において人間がもつ自然的な“権限”は、人々の“合意”に支えられた社会的“権限”概念とまったく意味を異にしているのである。この二つの概念の区別を曖昧にすることによってのみ、フィルムアーの疑問はある程度の説得力をもちうるように思われる。

フィルムアーのグロティウス批判がいかなるレトリックに支えられているにせよ、フィルムアーの家父長主義的所有論を凌駕することを一つの目的としていた、『統治論』におけるロックは、もはや合意所有論へと立ち戻ることはなかった。⁽³³⁾すなわち、ロックはグロティウスやプーフェンドルフ以上に“神の作品としての人間”⁽³⁴⁾という神学的世界観を強調しつつ、平等な自然人の間には“明示の合意なくして”所有権 (property) が成立するのかを明らかにしようとしたのである (TT, 2.6, 25.)。

“人間の自然的平等”というロックの前提 (TT, 2.4.) からして、すでにプーフェンドルフにおいて明瞭に現れている (JNG, 3.2.1.) が、このほかの諸前提についてもロックはグロティウスやプーフェンドルフに多くのものを負っている。まず、ロックは、“神が人類全体に世界を共有物として与えた”という伝統的な仮定から出発する。この共有物、すなわち大地が生ぜしめる果実や大地が養う動物を、他者を正当に排除しつつ専有するには、いかなるプロセスが要求されるのか。ロックはここで、プーフェンドルフとは対照的に他者の“合意”という要素を要求することなく、あくまでも個人主義的に議論を進めようとするのである。ロックの所有起源論において重要な役割を果たしたのは、“人間が自らの身体 (person) や労働にたいして有する排他的所有権”⁽³⁵⁾という概念装置であった。

「大地と人間以下のすべての被造物はすべての人間の共有物であるが、各人は彼自身の身体にたいして所有権 (property) をもっている。これにたいしては、本人以外には誰も権利をもっていない。彼の身体の労働、彼の両手の働き (work) は、まさしく彼のもの (his) といえる。」 (TT, 2.27.)

ロックにおいては、身体および労働は無条件に各人に固有のもの (property) であり、このことにつき各個人は他者に何も負っていない、すなわちいかなる“合意”にも依存していないとみなされている。“共有物への労働の混合”が外的財の私的所有権を成立させると考える彼の労働所有論は、まさに、かかる個人主義的前提にその妥当性を依存させるものだといえよう。

「自然が準備しておいた状態から彼が除去するものは何であれ、彼はこれに自らの労働を混合し、これに自らのもの (his own) である何かを付加し、それによってこれを自らの所有物 (property) にするのである。」(ibid.)

ロックによれば、果実や動物のみならず、土地の所有権もまた、労働の混合によって獲得され得た (TT,2.32.)。しかも、それは神と理性の命令すなわち自然法に沿うことだったのである。なぜなら、神が人類に世界を与えたとき、神はまた、人間に労働することをも命じたからである (TT,2.32,35.)。グロティウスやプーフENDORFと異なり、ロックのばあい、所有権の取得にたいする神の関与は明白かつ直截であるといえよう。

ロックは、この個人主義的所有理論に、自然法の名において一定の制約を課することも忘れなかった。所有権取得にたいするこれらの制約を、ここではマクファースンに倣い「充分性の制約」および「腐敗性の制約」と呼ぶ。前者は「他者のために、少なくとも、充分かつ同等に良質なだけ残されている場合には」(TT,2.27.) 所有権を取得できるとするものであり、後者は「だれでも、物が腐敗する前に生活のために利用できる分だけ、自身の労働によってそれにたいする所有権を定めることができる」(TT,2.31.) と規定する。これらの制約は、動産のみならず土地にも当然に適用され得た (TT,2.33,38.)。「充分性の制約」を果して“制約”と呼ぶのが適当かどうかについては争いがあるが、⁽³⁶⁾ここでは、ロック自身が「正当な所有の限界の超過は、その所有物の多さではなく、所有物をむだに腐敗させることのうちに存する」(TT,2.46.) と言うように、「充分性の制約」は (ノージックやゴティエにおけるのとは対照的に) 「腐敗性の制約」に従属する地位しか与えられていないことに留意すれば足りるであろう。むしろ重要なのは、この「腐敗性の制約」がいとも容易に乗り越えられてしまう点である。なぜなら、ロックはプーフENDORFと同じように (JNG,5.1.12-13.)、自然状態のなかに交換経済ばかりか貨幣経済をも当然に導入するからである。貨幣経済の下では、人々は財を貨幣のかたちで無制限に蓄積することが可能になる。しかも、ロックはプーフENDORFに従い、貨幣は人々の“合意”⁽³⁷⁾によって形成されると考えていた (TT,2.36,45-46.)。このことは、ロックにおいてはいったい何を意味するのか。彼は言う。

「人々が〔貨幣導入の合意により〕不均等かつ不平等な土地の所有に合意したということは明らかである。彼らは暗黙のかつ自発的な合意により、一人

の人間が、その生産物を自分自身で使用できる以上の土地を、生産物の余剰と交換に金や銀を受けとることによって、公正に所有する方法を発見したのである。」(TT,2.50.)

すなわち、ロックにとっては、貨幣導入のための人々の合意は不平等な土地所有の承認を合意していたのである。

さらに、農産物のための市場を創出する貨幣経済の下で「囲い込み」や耕作により“土地の生産性”を著しく上昇させる専有者は、もはや「充分性の制約」にも妨げられない。ロックは言う。

「自己の労働により土地を専有する者は、人類の共通資産を減少させるのではなく、増加させる。…土地を囲い込み、10エーカーの土地から、自然のままに放置された100エーカーの土地から取れるより多くの生活必需品を得る者は、まさしく90エーカーの土地を人類に与えることになるといえよう。」

(TT,2.37.)

ロックによれば、農産物の流通を可能にした市場経済の下においては、囲い込みは他者の権利を侵害するどころか、いままで存在しなかった土地を人類に与えていることになるのである。このようにして、「腐敗性の制約」と「充分性の制約」は、自然状態に貨幣経済を導入することによってたやすく克服されてしまう。

加えて、ロックは賃金労働をも自然状態に読み込み、所有権はある人間が“商品”として購入した労働によっても成立すると当然に想定していたというマクファースンの議論を受け入れるならば、⁽³⁸⁾ロックは土地や貨幣などの資本の個人的専有に対するあらゆる道徳的制約を除去したと解釈するのは十分に可能である。⁽³⁹⁾

我々にとって重要なのは、ロックのかかる無制限な資本主義的専有の正当化が、“個人による労働の排他的所有”という彼の労働所有論の基本的前提に起因すると考えられることである。なぜなら、マクファースンも言うように、私的所有を正当化し価値を創り出すものが“労働”であり、かつ、各人は自らの労働の排他的所有につき他者に何も負っていないということになれば、個人の⁽⁴⁰⁾専有権は他者のいかなる道徳的要求にも優先しうるからである。専有に対する自然法上の制約が市場経済によって乗り越えられた今、労働にのみ基礎を置く私的所有権概念は社会に対して絶対的な尊重を求めうることになる。他者が一

切関与しない自らの“労働”を根拠として所有物を獲得した個人に、社会（他者）がいかなる制約を課することができるというのか。

個人による労働の排他的所有というこの想定こそが、労働所有論と合意所有論の理論的分岐点をなすもののように思われる。次節では、この想定をめぐる両者の理論的対立が、財の再分配の是非という現代の規範的問題にたいしいかなる意味をもっているのかという点に焦点を当てたい。

4. コンヴェンショナリズムと再分配

1971年に公刊されて以来いまだに大きな影響を与え続けているその著書『正義論』において、ロールズは、市場社会にあっては自然的能力の初期分配が社会において獲得される富・地位・権力の分配に大きく影響せざるを得ないけれども、だれも天賦の資質の分配にあたっての自らの位置を受けるに値しないのであるから、自然的能力の分配はいわば“共通の資産”としてみなされねばならないと考えた（TJ, ch.2.）。すなわち、彼の提唱する格差原理によれば、「自然から恩恵を受けた人々が彼らのもつ幸運から利益を得られるのは、それをもたない人々の状態を改善するという条件に適用ばあいのみ」（TJ, 101.）なのである。このようなロールズの格差原理は、“個人による才能の排他的所有”という考え方に異を唱えることによって福祉国家的再分配政策を支持するものといえよう。

ノージックの権原理論は、かかる財の再分配を諸個人の排他的権原への不当な“侵害”と表現することにより、その正当性を奪うことを狙いとしている。彼は、各人のもつ自然的資産およびそれに由来する収入をすべてこの自然権的な“権原”のなかに包摂する。

「人々の自然的資産が道徳的観点から恣意的であろうとなかろうと、彼らはそれにたいし、およびそれから生ずるもの〔財〕にたいし権原をもつ。」（ASU, 226.）

このように、ノージックは、“各個人は経済的価値がある自らの才能・能力を排他的に所有する”と想定しているのである。

ノージックは、このような諸個人が相互に協力していない状況においては、ロック的な労働所有論が当然に妥当すると考えている。彼は言う。

「社会的非協力的状況において、各個人は、誰からも助けられることなく自

己の尽力により獲得したものを受けとるに値する、すなわち、この保有物 (holding) にたいしては他の誰も正当な請求 (a claim of justice) をなし得ないといえよう。したがって誰が何にたいし権原を有するかは、この状況では極めて明白である。…これは正しい正義論すなわち権原理論の明快な適用例である。」(ASU,185-86.)

ノージックに従えば、非協力的状況が協力的状況に変化するという事態は、この個人主義的権原理論の適用を何ら妨げるものではない。

各人は協力しているが別個独立に労働していると、すなわち社会的協力は分業、専門化、比較優位、交換にもとづいていると想定せよ (ASU,186.)。このばあい、人々は市場において互いに自由に交換をなすことを選択している。さらに、各人の生産物は容易に特定できるであろう。だとすれば、なぜここで配分的正義の問題が生じうるのか (*ibid.*)。

次に、人々が何かを生産するために共同で働いていると考えよ。このばあいは、各人の寄与を区分することが不可能になるだろうか。ノージックは言う。「我々は再び、多くの人々が双務的な交換を行なっているという状況に面している。資源の所有者たちは、彼らの資源の使用につき企業家たちと個別の合意を結ぶ。企業家たちは個々の労働者たちと合意し、あるいは最初に何らかの共同の合意を結んだあとで企業家にたいし一括契約を提示する労働者集団と合意する、等々。」(ASU,187.)

このようにいかなる雇用関係、協力関係をも自発的な交換の連鎖として捉えるかぎり、人々が独立に働こうと共同して生産に当たろうと事態は一切変化していない。協力的生産にたいする各人の寄与およびそれに由来する生産物を特定することは十分に可能である。

「人々は自由市場において、通常のしかたで決定された交換比率 (価格) をもって、彼らの保有物や労働を移転しているのである。もし限界生産力説が十分に妥当であるならば、人々はこれらの保有物の自発的移転において、概ね彼らの限界生産物を受けとるであろう。」(*ibid.*)

したがって、社会的協力がいかなる形態で行われようとも、労働の所産 (ないし対価) にたいする各人の権原は明確に定まるはずである。そこに強制的な財の再分配の余地は生じない。権原理論は、当事者の自発的な交換の結果生ずるいかなる分配をも容認するからである (ASU,188.)。このように成立した

“権原”に政治権力をもって介入することすなわち再分配は、ノージックの立場からすれば、人々の権利の“侵害”にはかならない (ASU,168.)。財の再分配とはある人を他の人々のために使用することなのであって (ASU,33.)、これは個人を他の目的達成のための手段として使用してはならないとするカントの原理に明らかに反しているとノージックは考えるのである。

彼の主張するようなりバタリアンの所有理論は、最近ではM・シルヴァーの『経済的正義の諸基礎 (Foundations of Economic Justice)』によりさらにおし進められている。彼によれば、所有権とは効用や幸福などの観念に常に優先すべき究極の価値であって、生産者がその生産活動によって得た所有権を福祉国家的再分配に服せしめることは、権利の侵害であるどころか、窃盗、強奪 (extortion) と称されるべきな⁽⁴¹⁾のである。

さて、ノージックが非協力的状況にも社会的状況にも一貫して労働所有論を適用することにより各人は自らの才能と労力をもって獲得した財にたいし絶対的な権原を有すると論じ得たのは、彼が社会的相互関係から独立に“才能”や“労働”の排他的所有を語りうると考えているからであると思われる。換言すれば、ノージックは“才能や労働の排他的所有につき個人は社会に何も負っていない”と想定していたからこそ、財の再分配を人々の権利の侵害として表現できたのである。

しかしながら、このような彼の想定を維持しうるかどうかは極めて疑問であるといわざるを得ない。第一に、ノージック自身、諸個人の“資質” (endowment) の経済的価値は市場社会のなかに組み込まれて初めて成立すると考えているのである。彼は言う。

「…彼〔権原論者〕は、資質の行使が市場においてもたらずものは、他者の資質および彼らがいかにそれらを行行使するかに、市場で表現される購買者たちの欲求に、彼が提供するものと他者がそれに代わるものとして使用しうるものとの代替的供給に、そして他者の無数の選択と行為の総和であるその他の諸条件に依存するだろうことを容易に認めうる。」 (ASU,194,n.)

したがって、ノージック自身に従っても、“経済的価値をもつ資質ないし才能の所有”という事実を社会的相互関係から離れて理解することは不可能であると考えべきであろう。むしろ、協力的状況において“才能”や“資質”がその所有者に高い経済的価値をもたらしうるとすれば、それはひとえに、「才

能の市場」を創出する「社会的相互依存状況」に由来するのである。

ヒュームは、所有観念を成立せしめる人々の合意（コンヴェンション）が“社会”の形成のために最も必要な条件であると考えていた。⁽⁴²⁾ また、ブキャナンも
 いうように、諸個人がお互いの固有の領域を劃定し相互の行動の自由を制約する“合意”を結ばないかぎり、人間相互のいかなる交渉も不可能であろう。⁽⁴³⁾ したがって、合意所有論の観点からすれば、かかる合意こそが“社会”の礎石であるといっても敢えて過言ではない。すなわち、各人の領分を権利として相互承認する“合意”によって初めて、“社会”あるいは“共同体”の実体をなす相互交渉や通商が可能になると考えられるのである。したがって、自然的と称される才能や資質が高い経済的価値をもちうるのも、このような合意に依存しているといえるのである。

第二に、すでに述べたように、シュミットは、“労働”という観念が私的所有の根拠たるには社会的・公共的な承認を必要とするとしていた。また、グロティウスのコンヴェンションナリズムによれば、個人的・客観的行為にみえる“先占”が私的所有権を生ぜしめるには他の人々の合意が前提とされねばならなかった。現代アメリカの法学者キャロル・ローズは、先占行為の文脈依存性につき次のように述べている。

「占有は、一種のコミュニケーションを要求するようにみえる。…有益な労働は自らの所有権の主張についての明白かつ明瞭な発語行為（the very act of speaking）であるが、その言葉は〔利害がかかわるすべての人々によって〕理解されなければならないのである。⁽⁴⁴⁾」

労働が個人的な先占というかたちをとろうと、集団的な協力というかたちをとろうと、それが財産への“権利”を取得するための道徳的根拠たりうるには社会的・公共的な共通理解により支持されていなければならない。すなわち、社会的協力状況においては、労働という概念それ自体が社会的な“合意”によってその存立を支えられていると思われるのである。

以上を鑑みれば、個人は“労働”や“才能”の所有にあたって社会に何も負っていないとは考えることができないのである。むしろ、これまで述べてきたように、諸個人相互の“合意”こそが“才能”や“労働”の経済的意味の基盤であると理解できるのであり、このように考えるとき、“才能”や“労働”の排他的所有を語ることによって財の再分配への否定的態度を基礎づけようとする権

原理論すなわち労働所有論はその理論的前提を崩されることになる。

たしかに、合意所有論がそれのみで、福祉的再分配を論理必然的に正当化しようとはできないのかもしれない。しかしながら、合意所有論は、労働所有論の個人主義的な理論的前提を突き崩すことにより、すくなくとも、再分配政策に対する重要な論理的障壁を取り除くことができるのである。

5. 結語

本稿で紹介してきた近代自然法論における合意所有論の系譜や、約束という規範的カテゴリーをも人々の合意（コンヴェンション）から導出しようとしたヒュームの理論的意義は、市場社会におけるいくつかの基本的な法観念が、その生成を人間相互間の“合意”というプロセスに負っていることを示した点にあると考えられる。数々の思想家によって受け継がれてきた合意所有論の伝統は、まさに、“規範の生成”を記述するという理論的関心に答えるものでもあったのである。

例えば、トマス・アクィナスは、実定的正（*ius positivum*）すなわち人為的な正しさの規準は合意（*conductum*）ないし公共的決定（*commune placitum*）であると明言していた。⁽⁴⁵⁾このような価値の把握のしかたは、「結果そのものの内在的評価から独立に、自由な人々の合意から現れるものを“善い”と定義」（LL,167.）しようとする現代の契約論者ブキャナンの見解を先取りするもののように思われる。トマスのばあいは自然的正（*ius naturale*）の存在の余地を残しているけれども、彼らはいずれも“合意”という理論装置によって事実と倫理的価値との間を架橋しようとしていたといえよう。

他方、労働所有論は必ずしも“所有”という規範的観念の生成を説明する理論ではないと考えられる。“自らの労働や資質の排他的所有”という労働所有論の基本的前提からして、すでに“私的所有”観念をそのうちに包含しているといえるからである。

しかしこれまで論じてきたように、この合意所有論は、かかる理論的・記述的問題のみならず、所有のあるべき帰属と分配を提示しようとする規範的正義論にたいしても少なからぬ寄与を果たしうと思われる。ロックの労働所有論は、「個人は自己の身体と労働の排他的所有者であって、この点につき彼は社会に何も負っていない⁽⁴⁶⁾」というその個人主義的前提のゆえに、無制限な資本主義的専

有を正当化し得たようにみえた。ノージックが各人のもつ権原の不可侵性を強調することによって財の再分配の不当性を訴えることができたのも、とりわけこのような個人主義的前提を労働所有論から忠実に受け継いでいるためだといえよう。

しかしながら、排他的な使用・収益・処分を許す私的所有という市場社会のカテゴリーは果して、公共性 (publicness) ・社会性から独立して存立しうるのだろうか。⁽⁴⁷⁾ 「それ〔専有〕は本質的に社会的関係ではない」(MA,318.) とする労働所有論とは対照的に、財産権の成立そのものに人間相互間の合意を要求する合意所有論の立場からすれば、公共財と区別される私的財ともいっても“公共性”から解放されることはあり得ないのではないか。

合意所有論が提起する最も根本的かつ重要な含意は、労働所有論が個人的所有物とみなしている“才能・能力”や“労働”が人々の“合意”に支えられて初めて経済的価値をもちうるように、私的所有権もまた、その存立基盤からして公共性・社会性に依存しているという点にある。このような観点からすれば、私的所有権といえどもあらゆる再分配の要求を排除するほど神聖不可侵の領域ではあり得ないと思われるのである。

<文献略号表>

次の著作の引用および参照箇所は、本文中に、以下の略号と頁数をもって示す。ただし、ロックの著作については、編、節、プーフェンドルフの著作については、巻、章、節、グロティウスの著作については、巻、章、節、項の順に表示する。

ASU; R.Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, (Basic Books, 1974). 嶋津 訳『アナーキー・国家・ユートピア』(上)(下)(木鐸社, 1985, 89年)。

MA; D.Gauthier, *Morals by Agreement*, (Oxford U. P., 1986).

LL; J.M.Buchanan, *The Limits of Liberty*, (The Univ. of Chicago Press, 1975). 加藤・監訳『自由の限界』(秀潤社, 1977年)。

FCC; J.M.Buchanan, *Freedom in Constitutional Contract*, (Texas A&M Univ. Press, 1977).

PPP; A.A.Schmid, *Property, Power, Public Choice*, (Praeger, 1978).

TJ; J.Rawls, *A Theory of Justice*, (Harvard U. P., 1971).

JBP; H.Grotius, *De Jure Belli et Pacis*, (Cambridge, 1853), first published in 1625.

TT; J.Locke, *Two Treatises of Government*, P.Laslett(ed.), (Cambridge

U. P., 1967).
JNG; S.Pufendorf, *De Jure Naturae et Gentium*, (Frankfurt & Leipzig, 1759), first published in 1672. なお, C.H.Oldfather & W.A.Oldfather による英語訳 (The Classics of International Law) を適宜参照した。

(註)

- (1) C.B.Macpherson, *Democratic Theory*, (O. U. P., 1973), pp.122-31. 西尾・藤本訳『民主主義理論』(青木書店, 1978年), 203-16頁。
- (2) Macpherson, *op. cit.*, pp.126-29. 邦訳209-13頁。Cf. F.S.Philbrick, "Changing Conceptions of Property in Law", in 86 *University of Pennsylvania Law Review* (1938), pp.691f.
- (3) Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism*, (O. U. P., 1962), p.55. 藤野・将積・瀬沼訳『所有的個人主義の政治理論』(合同出版, 1980年), 66頁。
- (4) A.Smith, *The Wealth of Nations*, R.H.Campbell & A.S.Skinner (eds.), (O.U.P., 1976), vol.1, p.82. 大内・松川訳『諸国民の富』(岩波書店, 1969年), 157頁。
- (5) 参照, K・マルクス, 向坂訳『資本論』(三)(岩波書店, 1969年), 130-31頁。Cf. R.Schlatter, *Private Property — The History of an Idea*, (London, 1951), pp.273-75. 明山・濱田訳『私有財産』(関書院, 1954年), 283-85頁。L.C.Becker, *Property Rights — Philosophic Foundations*, (Routledge & Kegan Paul, 1977), p.121.
- (6) 本稿第3節(1)を参照。
- (7) C.C.Ryan, "Yours, Mine and Ours : Property Rights and Individual Liberty", in J.Paul(ed.), *Reading Nozick*, (Rowman & Littlefield, 1981), pp.323-28. 川本隆史「国家はなぜ, どこまで必要なものなのか—ロバート・ノージック」藤原保信・千葉眞編『政治思想と現在』(早稲田大学出版部, 1990年)も参照。
- (8) Cf. O.O'Neill, "Nozick's Entitlements", in Paul(ed.), *op. cit.*, p.311. これと反対の見解をとるものとして, 参照, L.Davis, "Nozick's Entitlement Theory", in Paul(ed.), *op. cit.*, p.345; J.Waldron, *The Right to Private Property*, (O. U. P., 1988), p.256.
- (9) 交渉に参加する当事者のうち, 最大の相対的譲歩をする者の譲歩が最小になるような結果を選択するよう要求する原理。Cf. MA, ch. 5. しかしながら, この原理に従う協力というプロセスが, 市場における相互行為と果して実質的に区別されるのか, 筆者には判然としない。Cf. MA, 133-34.
- (10) アリストテレス, 山本訳『政治学』(岩波書店, 1969年), 1263a.
- (11) Cf. Schlatter, *op. cit.*, p.23. 邦訳21頁。
- (12) Cicero, *De Officiis*, The Loeb Classical Library, I. 7. 泉井訳『義務について』(岩波書店, 1961年), 邦訳18頁。

- (13) Cicero, *op. cit.*, I. 16. 邦訳34頁。
- (14) Cf. Schlatter, *op. cit.*, chs. 3, 4.
- (15) Cf. Schlatter, *op. cit.*, pp.25-26. 邦訳23-24頁。
- (16) Seneca, *Ad Lucilium Epistulae Morales*, The Loeb Classical Library, vol.2, pp.422-25.
- (17) Seneca, *op. cit.*, vol.2, pp.424-25.
- (18) Schlatter, *op. cit.*, p.26. 邦訳24頁。
- (19) Schlatter, *op. cit.*, pp.26-28. 邦訳24-26頁。
- (20) Cf. Schlatter, *op. cit.*, p.28. 邦訳26頁。
- (21) Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, 2a2ae, 66. 2. 稲垣訳『神学大全』18巻, (創文社, 1985年), 207頁。(和訳にあたっては, Thomas Gilbyの編集による Blackfriars 版を用いた。)
- なお, トマスの私有財産 (*proprium, proprietas possessionum*) 観念は, アリストテレスに従い財を“使用”する権能を所有者以外にも留保する点で (*op.cit.*, 2a2ae, 66.2, 7.), 私有財産の自由な譲渡につき否定的な点で (*op.cit.*, 1a2ae, 105.2.), さらに財の蓄積を“貪欲”と非難する点で (*op.cit.*, 2a2ae, 118.1.), 近代的所有権概念の特徴をなす絶対性を未だ備えていないことに留意せねばならない。参照, 上田辰之助『トマス・アクィナス研究』(みすず書房, 1987年), 252頁以下, および470頁以下。
- ius positivum* という語が遅くともアベラールや12世紀の教会法学者たちの著作に現れていることについては, 参照, S.Kuttner, “Sur les origines du terme 《droit positif》”, *Revue historique de droit français et étranger*, 1936, pp.728-40.
- (22) Thomas, *op. cit.*, 1a2ae, 94. 5. 稲垣訳『神学大全』13巻, (創文社, 1977年), 83頁。本稿では十分な配慮を払えなかったが, トマスにおける *ius* と *lex* の区別につき, 差し当たって, 参照, 葛生栄二郎「中世スコラ学における自然法と万民法との関係」『上智法学論集』29巻1号 (1986年), 196-99頁。
- (23) Cf. Thomas, *op. cit.*, 2a2ae, 57. 3. 邦訳『神学大全』18巻, 11頁。
- (24) Cf. Thomas, *op. cit.*, 1a2ae, 94. 5. 邦訳『神学大全』13巻, 83-85頁。
- (25) Thomas, *op. cit.*, 2a2ae, 57. 2. 邦訳『神学大全』18巻, 7頁。
- (26) Cf. H.Grotius, *The Freedom of the Seas*, (New York, 1916), first published in 1608, ch. 5. 邦訳・伊藤不二男『グロティウスの自由海論』(有斐閣, 1984年) 所収。
- (27) タックはグロティウスの所有起源論をコンヴェンショナリズムとして把握することに反対し, 「これ〔暗黙の合意〕は, 権利を設立するものというより, むしろ権利の承認である」と述べる (R.Tuck, *Natural Rights Theories*, (Cambridge U. P., 1979), p.77.)。しかし, テキストを見るかぎり, このような解釈には無理がある。なお, バルベラックは, 『戦争と平和の法』の註釈のなかで, グロティウスのコンヴェンショナリズムそのものを批判している。
- (28) Cf. M.-F.Renoux-Zagamé, *Origines théologiques du concept moderne de propriété*, (Librairie Droz, 1987), p.188.

- (29) Cf. Renoux-Zagamé, *op. cit.*, pp.191-94.
- (30) Cf. Tuck, *op.cit.*, pp.159-61. もっとも、『自然法と万民法』の註釈者たち(バルベラック, ヘルティウス)は, プーフェンドルフのコンヴェンショナリズムを執拗に攻撃している。
- (31) ここで, ヒュームのコンヴェンショナリズムにつきごく簡単に言及しておきたい。筆者の理解では, ヒュームのコンヴェンション観念は, 以上に述べてきた近世自然法論の合意所有論の枠組を受け継ぐものである。すなわち, 近代自然法論のコンヴェンショナリズムにたいするヒュームの重要な貢献は, 合意所有論からグロティウスやプーフェンドルフにおいては残存していた神学的要素を一掃した点, 所有観念の前提となる合意(コンヴェンション)を約束から明確に区別しそれに“共通利益の感覚”という的確な表現を与えた点, そして, 約束さえも人々の合意に支えられた制度の一つにはほかならないことを示した点にあると思われる。詳しくは, 参照, 拙稿「ヒュームにおけるコンヴェンションの観念」『一橋研究』13巻2号(1988年), 21頁以下。
- (32) R.Filmer, *Patriarcha and Other Political Works*, P.Laslett(ed.), (Oxford, 1949), p.274.
- (33) 参照, 田中正司『市民社会理論の原型』(御茶の水書房, 1979年), 第二部第一章。
- (34) Cf. J.Tully, *A Discourse on Property — John Locke and his adversaries*, (Cambridge U. P., 1980), esp. ch. 2.
- (35) Cf. A.Reeve, *Property*, (Macmillan, 1986), pp.122-26. 生越・竹下訳『所有論』(晃洋書房, 1989年), 147-52頁。なお, 生命, 身体, 行為, 自由などは無前提に各人に“固有のもの”として帰属するという観念は, すでにグロティウスにみられる(JBP, 1.2.1.5. および 2.17.2.1.)。
- (36) シュトラウスやウォルドロンは, “腐敗性の制約”以外には所有権取得の制約の存在を認めていない。Cf. L.Strauss, *Natural Right and History*, (The Univ. of Chicago Press, 1953), pp.237-39; Waldron, *The Right to Private Property*, p.211.
- (37) Cf. Macpherson, *The Political Theory of Possessive Individualism*, pp.203-11. 邦訳231-38頁。
- (38) Cf. Macpherson, *op. cit.*, pp.214-20. 邦訳242-47頁。Waldron, *op. cit.*, pp.225-32. 参照, 田中正司『ジョン・ロック研究』(未来社, 1975年), 第二部第三章。
- (39) 近代資本主義のイデオログとしてロックを捉えるこのような解釈にたいしては, 彼の宗教的動機を重視するダンやタリーから批判が加えられている。Cf. Tully, *op. cit.*, esp. chs. 5, 6, 7. J・ダン, 加藤訳『ジョン・ロック』(岩波書店, 1987年), 72-75頁。しかし, ロックの所有理論がいかなる実践的帰結を導き得たかという問題と, 彼自身の“真意”がどこにあったかという問題は切り離して考えることができると思われるので, 後者の問題にはここでは深く立入らない。
- (40) Macpherson, *op. cit.*, p.221. 邦訳248頁。

- (41) Cf. M.Silver, *Foundations of Economic Justice*, (Basil Blackwell, 1989).
- (42) 「私有財産の区分と占有の安定のための合意（コンヴェンション）が人間社会の設立のために最も必要な条件であり、このルールの決定と遵守のための合意が行われたのちは、完全な調和を達成するためになされるべきことはほとんど残っていない。」(Hume, *A Treatise of Human Nature*, L.A.Selby-Bigge (ed.), p.491.)
ヒュームはこのように述べて、“合意”による私的所有制度の成立と、社会の成立とをほぼ同一視している。
- (43) 参照、本稿第2節(2)。
- (44) C.M.Rose, “Possession as the Origin of Property”, in 52 *University of Chicago Law Review* (1985), pp.78, 82.
- (45) Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*, 2a2ae, 57. 2. 稲垣訳『神学大全』18巻, 7-8頁。
- (46) Macpherson, *op. cit.*, p.263. 邦訳297頁。Cf. *id.*, *Democratic Theory*, p.199. 邦訳328頁。
- (47) 参照、甲斐道太郎・稲本洋之助他『所有権思想の歴史』(有斐閣, 1979年), 特に序章および 196-99頁。

<付記>

本稿は、日本イギリス哲学会第14回研究大会において(1990年3月30日、於一橋大学)口頭発表した内容に、加筆・修正を施したものである。内容的には、旧稿「所有の観念における労働と合意」(『一橋論叢』102巻1号, 123頁以下)と重複する部分があることをおことわりしておく。